

承認第12号

日出町税特別措置条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

日出町長 本田博文

1 専決事項

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和6年4月19日

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例について

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年4月19日

日出町長 本田博文

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 9 日

日出町長 本 田 博 文

日出町条例第 2 8 号

#### 日出町税特別措置条例の一部を改正する条例

日出町税特別措置条例（昭和 5 2 年日出町条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号中「同号に」を「地域再生法第 5 条第 4 項第 5 号に」に改める。

第 4 条第 1 項中「特定業務施設の」を「特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の日出町税特別措置条例第 4 条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。